



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成26年9月1日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 斎藤 文彦

専門監督官 北林 浩之

電話 018-862-6682

建設業労働災害防止月間における臨検監督の結果について

～建設現場 94 現場を監督、違反率 5 割を超える結果となる～

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、労働局及び6労働基準監督署の労働基準監督官及び安全担当職員が、7月1日から7月31日までの「建設業労働災害防止月間」に、県内で施工中の建設工事現場に対し集中的に臨検監督を実施した結果を、以下のようにとりまとめました。

1. 7月に建設工事現場を集中的に監督した理由

建設現場に対する臨検監督は通年で実施していますが、特に7月は、

- ・梅雨時季であることから、土木工事現場などで土砂崩壊による労働災害が発生する危険性が高まること
 - ・新築住宅着工件数が1年を通じて最も多いなど、工事の最盛期を迎えること
 - ・暑さが本格化する前に熱中症対策への取組を啓発・指導する必要があること
- 等の理由から、例年この時期に、集中的に実施しています。

2. 監督指導結果の概要

期間中は94箇所の建設工事現場を臨検し、その中の162事業場を監督しました。そのうち52現場において労働安全衛生法違反などの法令違反が認められました。臨検した現場における違反率は55.3%でした。

[工事の種類別の違反状況]

- ① 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造などの建築工事（改修工事を含む）を施工する52現場（110事業場）に対して監督を実施し、その結果、33現場（87事業場）で労働安全衛生法違反など何らかの法令違反が認められました。現場における違反率は63.5%でした。
- ② 道路工事や災害復旧工事などの土木工事を施工する35現場（42事業場）に対して監

督を実施し、その結果、15 現場（22 事業場）で法令違反が認められました。現場における違反率は 42.9%でした。

- ③ 上記以外の設備工事、さく井工事などを施工する 7 現場（10 事業場）に対して監督を実施し、その結果、4 現場（7 事業場）で法令違反が認められました。現場における違反率は 57.1%でした。

【注】一般的に建設工事現場では重層的な請負契約により、元請はじめ下請、孫請など多くの施工業者が工事に関わっており、同じ現場で元請と下請がそれぞれ法令違反を生じさせた場合には、違反現場 1 件、違反事業場は複数件と計上するため、現場数に比べて事業場数が多くなっています。

3. 法令違反の詳細

何らかの法令違反が認められた 52 現場のうち、元方事業者として講ずべき措置を行っていないとして違反を指摘した現場が 40 現場と最も多く、次いで高さ 2 メートル以上の作業箇所や足場に墜落防止用の手すりや中さん、飛来落下を防止する幅木等を設けていないなど墜落等による危険を防止するための措置が不備であった現場が 29 現場、車両系建設機械と作業員との接触防止措置が取られていないなど車両系建設機械に関する違反があった現場が 17 現場となっています。

- ① 特定元方事業者の講ずべき措置等に関する違反 …62 件
(労働安全衛生法第 29・31 条)

【例】特定元方事業者とは、一般的に元請事業者をいい、現場の関係請負人とその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行う責務を負っていますが、その責務を果たしていなかったものです（例えば、請負人の労働者に足場を使用させる場合は、元方事業者にも足場の安全確保に関する措置義務があり、請負人任せにしてはいけないことになっています。）。

違反現場数 40（違反率 42.6%）

- ② 作業床の端や足場等からの墜落等の防止に関連する違反 …62 件
(労働安全衛生法第 20・21 条、労働安全衛生規則第 519・563 条など)

【例】作業床の端や開口部（図-1）に墜落防止用の手すりや覆いがなく、足場に手すりや中さん、幅木（図-2）などが設けられていないなど危険を防止する措置が取られていないものです。

違反現場数 29（違反率 30.9%）

- ③ 車両系建設機械・移動式クレーンに関連する違反 ……23 件
(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 158・164 条、クレーン則第 70 条の 5)
【例】車両系建設機械(図—3)と作業者との接触防止やクレーン倒壊を防止する措置がとられていない、車両系建設機械を主な用途以外に使用しているなど、重機類の取り扱いに関する危険を防止する措置が取られていないものです。
違反現場数 17 (違反率 18.1%)
- ④ 各作業主任者の氏名及び職務の明示義務違反 ……12 件
(労働安全衛生法第 14 条、労働安全衛生規則第 18 条)
【例】足場の組立てや地山の掘削など政令で定める作業を行う際は一定の資格を持つ者のうちから作業主任者を選任し、その者の直接指揮の下、作業を遂行しなければなりません。作業主任者の氏名やその職務内容を関係労働者に周知することで指揮命令関係を明確にし、安全管理責任の所在をはっきりさせる必要があります。
違反現場数 9 (違反率 9.6%)
- ⑤ 電気による危険防止に関連する違反 ……11 件
(労働安全衛生法第 20 条、労働安全衛生規則第 329・331 条)
【例】電気機械器具の充電部分(図—4)に感電を防止するための覆いが設けられていないなど、必要な措置が取られていないものです。
違反現場数 10 (違反率 10.6%)
- ⑥ その他の違反 ……20 件
(労働安全衛生法第 20・21・22 条、労働安全衛生規則第 242・358 条、粉じん則第 27 条)
【例】掘削作業を行うにあたり、地山の作業開始前の点検を行っていない、型わく支保工(図—5)などの措置に不備がある、防じんマスクなどの呼吸用保護具を使用していないなどの措置が不十分であったものです。
違反現場数 13 (違反率 13.8%)

【注】

違反現場数における違反率＝違反現場数／監督した全現場数(94)×100

4. 使用停止命令や立入禁止措置等の処分の状況

特に重大な違反や重篤な災害につながる恐れのある法令違反については、使用停止命令等の行政処分を行っており、期間中は建築現場 8 箇所（16 事業場）、設備工事現場 1 箇所（2 事業場）の合計 9 現場（18 事業場）に対して行いました。

【使用停止命令等の内訳】

- | | | |
|-------------------------------|--------------|--------|
| ①足場に手すり・中さん等が設けられていなかったもの | 6 現場（12 事業場） | |
| | | 【重複あり】 |
| ②作業床の端に墜落防止措置が講じられていなかったもの | 2 現場（3 事業場） | |
| | | 【重複あり】 |
| ③作業構台（図－6）に手すり等が設けられていなかったもの | 2 現場（3 事業場） | |
| ④移動式クレーンの過巻防止装置（図－7）が破損していたもの | 1 現場（1 事業場） | |

5. 今後の対応

昨年 7 月に行った集中監督では現場の違反率は 60.8 パーセント、11 月の重大災害の発生を受けて 12 月に土木工事現場を主体に行った年末特別監督では違反率は 44.0 パーセントでした。

今年の監督指導結果のうち、土木工事現場における違反率が 42.9 パーセントであり、年末特別監督の違反率とほぼ同率となっています。

昨年は、建設業の労働災害発生件数に占める割合が全業種の 2 割以上になるなど、業種別では最多の発生となっており、今後は災害復旧工事の増加による労働災害の発生も予想されることから、引き続き災害撲滅のため、積極的に監督指導等を実施します。

特に平成 26 年度は、中高層建設物からの墜落・転落災害防止や土砂崩壊による災害防止を建設工事における監督指導の重点対象としており、労働災害防止の徹底に努めていきます。

なお、10 月には木造建築工事現場に対し重点的に臨検監督を行う予定にしています。

■ 図説

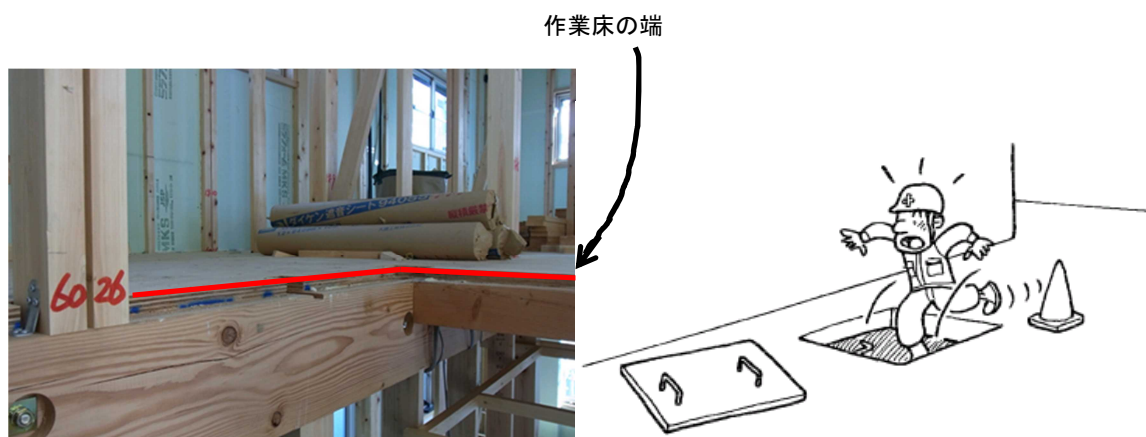


図-1 作業床の端や開口部からの墜落

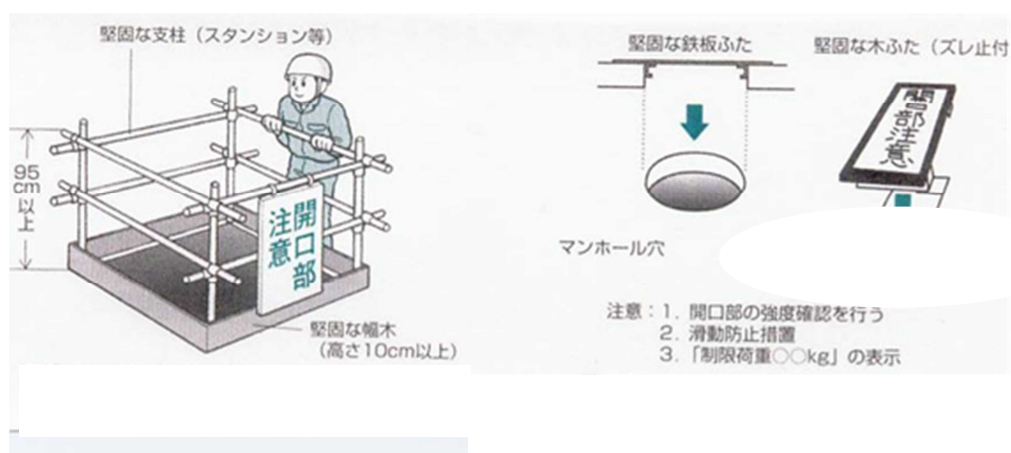


図-1-1 作業床の端や開口部の養生の方法

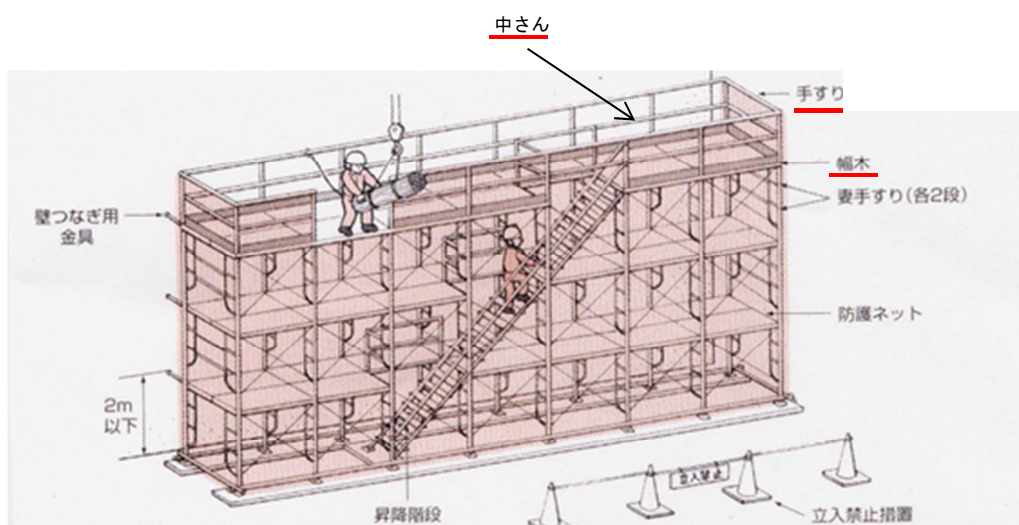
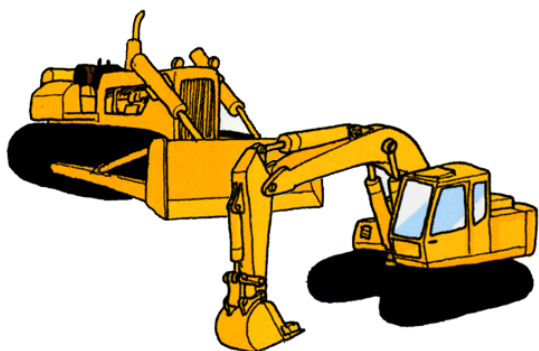


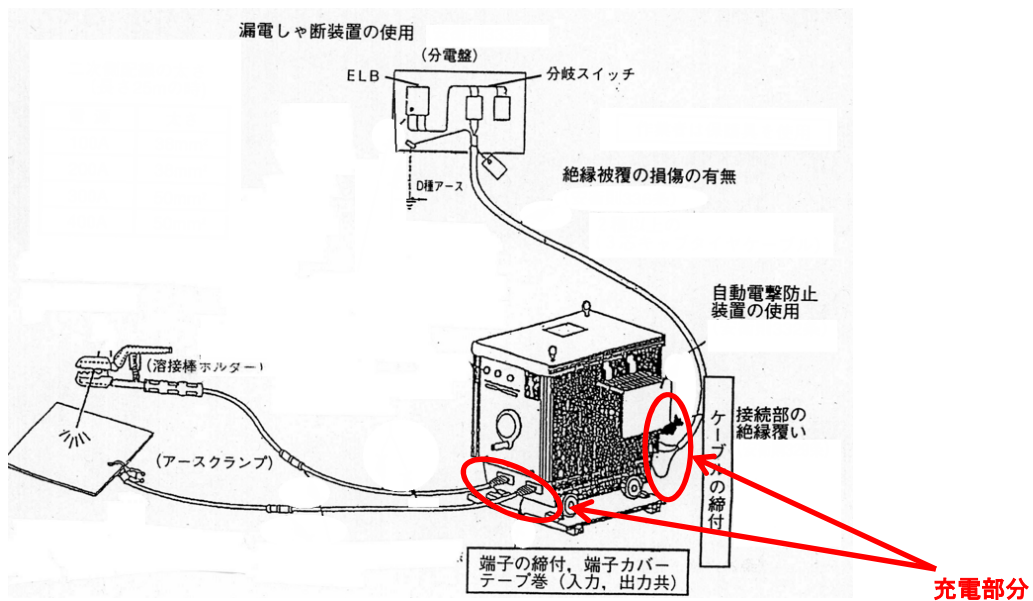
図-2 足場の手すり・中さん・幅木



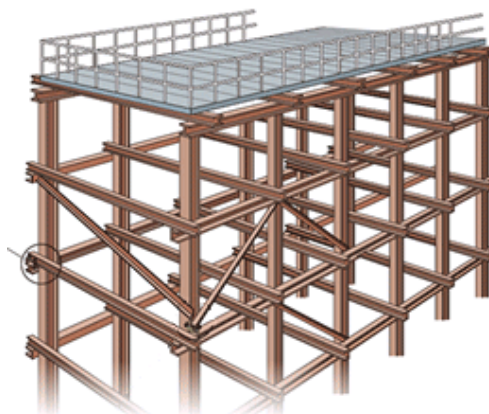
図一3 車両系建設機械



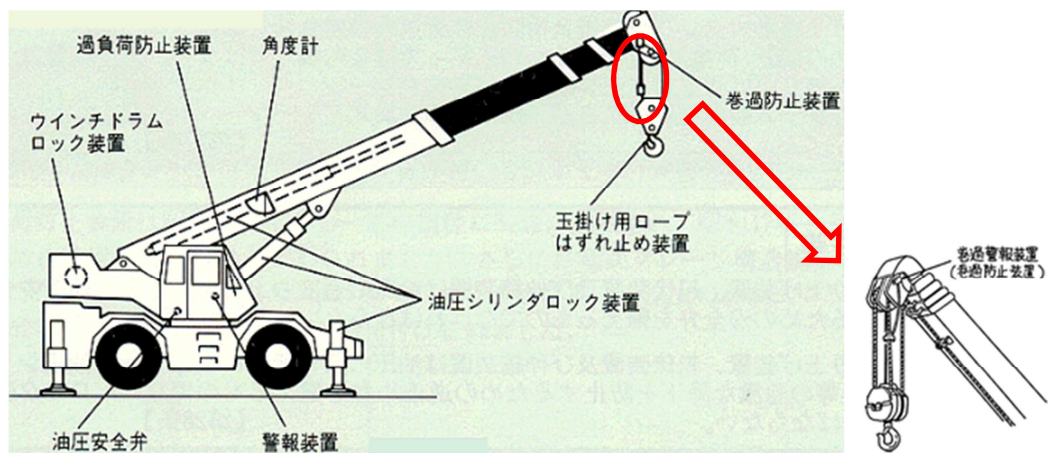
図 5一型 枠支保工



図一4 電気機械器具の充電部分



図一6 作業構台



図ー7 移動式クレーンの過巻防止装置